

白河地域STOP!転倒災害プロジェクト実施要綱

1 趣旨

厚生労働省と労働災害防止団体は、平成27年1月20日から平成27年12月31日までを実施期間とする「STOP!転倒災害プロジェクト2015」に基づき、休業4日以上之死傷災害の2割以上を占める転倒災害の防止に重点的に取り組んできた。また、福島労働局管内においても、平成27年12月1日から平成28年2月29日を「転ばないでね!転倒災害防止重点期間」と定め、転倒災害防止のための取組を行ってきた。その結果、福島労働局管内の転倒災害の件数は前年比で19.8%の減少となるなど、一定の成果が得られたところである。

しかしながら、白河監督署管内の転倒災害は、平成27年においては前年比で25.7%の減少をみたものの、平成28年においては、休業4日以上之死傷災害の中で最も件数が多く、また、平成28年10月末時点で平成27年1年間の災害発生件数を上回っており、平成29年までに休業4日以上之死傷災害を平成24年比で15%以上減少させることを目標とした第12次労働災害防止計画の達成のためには、更なる取組が必要である。

こうした状況を踏まえ、転倒災害の防止に関する意識啓発を図り、職場における転倒リスクの総点検と、必要な対策の実施により、職場の安全意識を高め、安心して働ける職場環境を実現することを目的として、「白河地域STOP!転倒災害プロジェクト」を実施するものである。

なお、プロジェクトの実効を上げるため、例年、積雪や凍結による転倒災害が多発する12月から翌年2月、全国安全週間の準備月間である6月を重点取組期間とする。

2 主唱者

白河労働基準監督署、(一社)白河労働基準協会

3 実施者

白河市、西白河郡、東白川郡の各事業場

4 主唱者の実施事項

転倒災害はすべての業種に共通する課題であるが、その防止に当たっては設備的な改善とともに、労働者自身が安全意識を高め、労働災害防止活動に積極的に参加することが不可欠である。このため、事業者に対し、「転倒災害は労働災害であること」の理解を促すとともに、労使が一体となって、職場の安全意識が醸成・浸透されるよう意識啓発を図り、白河労働基準監督署と白河労働基準協会がそれぞれ自らの強みを生かして、以下の対策を展開する。

(1) 白河労働基準監督署の実施事項

転倒災害防止に係る周知啓発資料等の作成、配布

本プロジェクトを効果的に推進するための各種団体等への協力要請

チェックリストを活用した事業場への指導

- (2) 白河労働基準協会の実施事項
 - 会員事業場等への周知啓発
 - 事業場の転倒災害防止対策への指導援助

5 実施者の実施事項

- (1) 重点取組期間に実施する事項
 - 1 2月から翌年2月の実施事項
 - (ア) 安全管理者や安全衛生推進者が参画する場(安全委員会等)における転倒災害防止に係る現状と対策の調査審議
 - (イ) チェックリストを活用した安全委員会等による職場巡視、職場環境の改善や労働者の意識啓発
 - 6月の実施事項
 - 職場巡視等により、転倒災害防止対策の実施(定着)状況の確認
- (2) 一般的な転倒災害防止対策
 - 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
 - 4 S(整理、整頓、清掃、清潔)の徹底による床面の水濡れ、油污れ等のほか台車等の障害物の除去
 - 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 - 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進**
 - 転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進
 - 作業内容に適した防滑靴やプロテクター等の着用の推進
 - 定期的な職場点検、巡視の実施
 - 転倒予防体操の励行
- (3) 冬季における転倒災害防止対策
 - 気象情報の活用によるリスク低減の実施
 - (ア) 大雪、低温に関する気象情報を迅速に把握する体制の構築
 - (イ) 警報・注意報発令時等の対応マニュアルの作成、関係者への周知
 - (ウ) 気象状況に応じた出張、作業計画等の見直し
 - 通路、作業床の凍結等による危険防止の徹底
 - (ア) 屋外通路や駐車場における除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保
 - (イ) 事務所への入室時における靴裏の雪、水分の除去、凍結のおそれのある屋内の通路、作業場への温風機の設置等による凍結防止策の実施
 - (ウ) 屋外通路や駐車場における転倒災害のリスクに応じた「危険マップ」の作成、関係者への周知
 - (エ) 凍結した路面、除雪機械通過後の路面等における荷物の運搬方法、作業方法の見直し